

政令第 号

道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、道路運送法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第一条 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「第十六条第七項」を「第十六条第六項」に改め、同項第二号中「第十六条第七項」を「第十六条第六項」に、「第十六条第六項」に、「第十六条第三項、第五項、第六項及び第八項」を「第十六条第二項、第四項、第五項及び第七項」に改める。

（道路運送車両法関係手数料令の一部改正）

第二条 道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表四の項上欄を次のように改める。

四 法第十八条の二の規定による登録識別情報の通知を受ける者（法第十五条の二第五項の一時抹消

登録に係るものに限る。)

第一条の表十一の項下欄第一号中「一時抹消登録証明書」を「登録識別情報（法第十六条第一項の申請（法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。）に基づく一時抹消登録に係るものに限る。以下「一時抹消登録識別情報」という。）の提供」に改め、同表十四の項下欄第一号中「一時抹消登録証明書」を「一時抹消登録識別情報の提供」に改め、「自動車検査証返納証明書」の下に「の提出」を加える。

（自動車登録令の一部改正）

第三条 自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「第十六条第三項及び第五項本文」を「第十六条第二項及び第四項」に改める。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部改正）

第四条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一号中「第十六条第二項に規定する」を「第十六条第一項の申請に基づく」に改める。

(建設機械抵当法施行令の一部改正)

第五条 建設機械抵当法施行令(昭和二十九年政令第二百九十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項及び附則第六項中「第十六条第二項の規定による」を「第十六条第一項の申請に基づく」に改める。

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第六条 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の二第一項第一号中「第十六条第三項」を「第十六条第二項」に改め、同条第三項第二号中「第十五条の二第五項若しくは第十六条第二項に規定する」を「第十六条第一項の申請(同法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。)」に基づき」に改める。

(沖縄の復帰に伴う運輸省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正)

第七条 沖縄の復帰に伴う運輸省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百十二号)

の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「関する同法」を「関する本土法」に改め、同項ただし書中「、同法」を「、本土

法」に、「同条第五項若しくは同法第十六条第二項の規定による」を「本土法第十六条第一項の申請（本土法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。）に基づき」に改める。

附 則

この政令は、道路運送法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年十一月四日）から施行する。

理由

道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、道路運送車両法施行令その他の関係政令の規定の整備をする必要があるからである。